

会 議 録

第 2 回宮古島市教育委員会（定例会）・臨時会）	
日 時	平成 2 5 年 5 月 2 2 日（水） 午後 2 時 0 0 分 開会
場 所	城辺庁舎 2 階 インキュベート室
出席委員名	委員長 宮國 博 委員 佐平 博昭 委員 下地 信輔 委員 佐和田 貴美子 教育長 川満 弘志
欠席委員名	
説 明 員	学校給食共同調理場長 伊良部 和則 文化ホール館長 下地 悟
事 務 局 員	教育部長 田場 秀樹 生涯学習部長 垣花 徳亮 教育総務課長 垣花 和彦
欠席事務局員	総務係長 松堂 英彦

議 案 等	件 名	結 果
承認事項	前回会議録の承認（2件）	承認
報 告	教育長報告	—
議案第 4 号	宮古島市学校給食衛生管理委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会の組織及び運営等に関する要綱について	否 決
議案第 5 号	宮古島市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第 6 号	宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令について	原案可決

備 考	
-----	--

会 議 録

宮國委員長	<p>平成25年度第2回宮古島市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1 前回の会議録の承認についてでございます。しばらく時間をおきますのでご確認をお願いします。</p> <p>前回の会議録について、ご異議がなければ承認をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、日程第1 前回の会議録については承認でございます。</p> <p>日程第2 教育長報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>※教育長報告(本日までの主な日程)について読み上げて報告。</p>
宮國委員長	<p>4月24日以降の本日までの教育長の動きです。説明が聞きたいという所がありましたら、ご自由にご発言をお願いします。</p> <p>(※場面緘黙親の会について発言あり)</p> <p>日程第3 議案第4号 宮古島市学校給食衛生管理委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会の組織及び運営等に関する要綱についてご提案をお願いします。</p>
教育部長	<p>議案第4号 宮古島市学校給食衛生管理委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会の組織及び運営等に関する要綱について、上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、学校給食法第9条第1項の規定に基づく学校給食衛生管理基準により、学校給食衛生管理委員会等を設置するには要綱を制定する必要があるため、本案を提出します。</p>
学校給食 共同調理場長	<p>※別紙「宮古島市学校給食衛生管理委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会の組織及び運営等に関する要綱」について説明。</p> <p>平成21年4月の学校給食衛生管理基準が改正になりまして、去年12月に県の教育委員会の指導員より衛生管理基準の趣旨の徹底のために調査・指導がありました。その中で、県内でもまだ委員会を設置していない自治体が多い。その時点では、北谷町のみが設置してあるということで、宮古島市でも急ぎ委員会を設置するという指導もありまして、準備を進めているところです。</p> <p>以上です。</p>
宮國委員長	<p>質疑があればご発言下さい。</p>
佐平委員	<p>委員会を設置してその任務は宮古島市学校給食共同調理場運営委員会にお願いするということですね。</p>
学校給食 共同調理場長	<p>はい。</p>

佐平委員	宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会はどういうメンバーで どういう運営がされているんですか。
学校給食 共同調理場長	全体で15名の委員になっています。小中学校長代表・PTA代表 ・学識経験者代表・栄養士及び栄養教諭代表となっております。
宮國委員長	これは給食センターの運営に関することですよね。それとは別に 衛生に関する事、献立に関する事、物資の選定に関する事の3つの 委員会を立ち上げようということですね。
学校給食 共同調理場長	はい。
学校給食 共同調理場長	実はこの3つの委員会は学校単位でされているようなことがあり まして、校長とか学校医とか学校薬剤師、栄養教諭、保健主事、養 護教諭代表、保護者代表等で構成されており、この3つの委員会そ れぞれ重複する面もありますし、運営委員会ともほとんど重複して いますし、新たに委員会を設けますと、いつその集まりを持ってい いのか、新たに予算も必要になりますので、今回は運営委員会にそ の任務をお願いするという事です。
宮國委員長	運営委員会で出来るということであれば新たに委員会を作る必要 は何もない。全く同じ委員で同じメンバーで作っていくということ であれば、運営委員会の中にこの業務を入れて運営してもいいとい うことになるのではないですか。
学校給食 共同調理場長	実は運営委員は去年の8月に委嘱したばかりで来年の7月いっぱ いが任期になっておりますけれども、今回は運営委員会で3つの委 員会の任務もお願いする予定で、新たに来年新しく委員を委嘱す るときに、学校医とか色々必要なメンバーを加えてもいいのでは ないかなと思っています。
宮國委員長	それぞれの委員会というのが、独立した委員会にならないといけ ない。運営委員会のメンバーが入ってきてもいいし、あるいは献立 作成委員会のメンバーが入ってきてもいい。これは衛生管理の為の 委員会ですよということで独立しないとこの条文が生きてこない。 委員会にはそれぞれ然るべき責任者がいて、そこでいろいろ議論 されたものが衛生管理に利用される、あるいは献立に利用される、 物資調達のために利用されるという形でなければならない。
川満教育長	衛生管理委員会のメンバーを選定しようとしたときに、また献立 作成委員会のメンバーを選定しようとした時に、これまでの委員会 のメンバーと相当重複する。
宮國委員長	重複していいと思います。
下地委員	これまでの宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会というもの は基本的にこの3つの委員会が担うべき任務を網羅して運営してい たということですか。
学校給食共同 調理場長	今回そういうふうにしたいということですよ。

下地委員	例えば衛生管理の面にしても、献立を作るにしても、物資を選定するにしても、学校給食共同調理場運営委員会というのは関わっていないんですか。
学校給食共同調理場長	直接的には関わっていませんが、調理場でそういった課題とかについては、運営委員会のメンバーに栄養士も入っておりますので、報告して、意見を聞いたりはしています。
下地委員	学校調理場自体で共同したメニューが作れないというのは小耳にも挟んでいたりしたのですが、この献立作成委員会というのが出来ると一カ所で献立メニューも作成するということになりますか。
学校給食共同調理場長	いいえ。各調理場に栄養士がいますから。
下地委員	ではこの献立作成委員会というのは、なぜ置くんですか。
学校給食共同調理場長	これは子ども達の成長に合ったものを作りますので、5調理場にそれぞれ5名の調理員がおりますので、メニューは変わりますけれども、取り入れる栄養とかカロリーとかは同じですから、そういうことを1つにまとめるということです。
宮國委員長	疑問に思っているのは、衛生管理委員会・献立作成委員会・物資選定委員会という組織を作って、その任務が第2条で規定されている。 それぞれの任務にあたると言っているのも衛生管理委員会も立ち上げなければならない、献立策定委員会も立ち上げなければならない、物資もそうだとした場合に、調理場運営委員会があるわけだから仕事の議論の中身が違う。衛生管理委員会の中では、衛生に関する事。献立の場合には献立に関する事。物資に関する事は物資を調査する事に関する事を議論する。なのでその中の委員として重複してもいい。重複するのは多いにありうる。
佐平委員	委員会を立ち上げないといけないんですか。現在ある運営委員会の中に全て任務が入っているような気がします。 この委員会の任務の第3条第1号2号3号を運営委員会の職務の中に追加する。それだけの話ではないのですか。
川満教育長	今の議論の焦点は運営委員会の職務の中にこれを入れて済む話ではないかということ。
佐平委員	運営委員会の職務に今言った1号・2号・3号が入っていないというのはおかしな話ではないですか。一番重要な衛生管理、献立の管理、物資の調達というのは逆に運営委員会とはこういうのをやるための運営委員会ではという気がする。
川満教育長	運営委員会は学校給食に係る色々な問題を教育長から諮問を受けてそれを審議する。
佐平委員	今までは第1号、第2号、第3号はどの時点で決定しているんですか。献立にしても何にしても。
学校給食	これは栄養士がやっています。

共同調理場長	
下地委員	それからすると、この委員会を作るということはそこで献立の内容をみんな考えなければならぬと書かれているということですよね。
佐平委員	献立は栄養士が作りますよね。物資選定は。
学校給食 共同調理場長	栄養士がやっています。
佐平委員	栄養士が全部。献立も、衛生もですか。
学校給食 共同調理場長	調理場の衛生面の調理員への指導も栄養士が行っています。
下地委員	<p>僕がさっき聞いたのは、この委員会を設置するのなら、その委員会に今各場所でやっているものは全部権限を集中するんですよという話になるのかということです。</p> <p>いわゆる今まで問題になっていたのはバラバラに調達したり統一メニューが作れないから、コストのかかる場合もあるのを統合したいというものに対して、これだと献立作成の適切な運営を図るということは集中した統一メニューを作りなさいという形なんですかという質問。この委員会も同じような位置づけで、業務の範囲というものを明確にしないままただ設置するだけなんですか。</p>
宮國委員長	学校給食運営委員会の設置の根拠は何ですか。
学校給食 共同調理場長	学校給食の運営そのものです。
宮國委員長	<p>それがいわゆる根拠なんですね。これは別で根拠を作ろうと言っている。物資選定委員会等の組織及び運営に関する要綱を制定し、この根拠を作ろうと言っている。ということであれば運営委員会の中の根拠と、これとは根拠が違いますよね。この辺の整理はどうなりますか。</p> <p>運営委員会をつくるための根拠として条例がある。その中で不足しているからこの訓令をもって第2条から第3条の部分の業務をやりますよというのが、今日出されてる案になる。ということは業務がそれぞれ違う、設置する根拠が違うということになります。</p>
川満教育長	<p>県の指導があったということで最初のスタートですけども、今までやってきて、どこがどういうふうにな都合な事態があるということを整理して作らなければならない。いまのままでは不十分、よく分からない部分があります。</p> <p>例えば献立作成委員会等でも、なぜ今新たに作らなければならないかというような部分等少し整理をする必要がある。</p>
佐平委員	例えばこの第2条を読む限りでは、衛生管理委員会・献立委員会・物資選定委員会を設置するんだけど、任務は運営委員会が担うというのは、委員会を作る必要はないわけですよ。衛生管理・献立作成・物資選定は運営委員会が任務して行うというだけで済む話で新しく委員会を立ち上げる必要はない。

佐平委員	この運営委員会は年に何回ぐらい開かれていますか。
学校給食 共同調理場長	例年2回程度です。ただ去年から放射能汚染の対応やアレルギーのことがあったものですから3回から4回行っています。
下地委員	ということは同じように衛生管理委員会・献立作成委員会・物資選定委員会となると年間を通して頻繁に会合を開かないといけないということですよ。
宮國委員長	給食センターの運営委員会というのが無い場合には、こういう委員会を作って、子ども達のために給食にあてましようというふうな形はあるけれども、それは今まで全部運営委員会でやってきたということであれば、今回の委員会は作らなくても、我々は運営委員会でそれをちゃんとやっていますよという理屈にはならないですか。
学校給食 共同調理場長	これは県の指導で委員会を作りなさいということで、運営委員会で兼ねてやってもいいという県の説明ですから。
下地委員	実態として運営委員会の会合が年に2回という。要するに中身と全然違うから違うということになってきているわけですよ。そうすると職務内容をきちんとしないと、委員会を作りました、献立を作りますけど献立は全て現場の栄養士に任せていますという状態なのか。この委員会というもの自体が、献立に対してどれだけ責任を持つのか、物資の調達に対しても委員会が実際決めて集めなければいけないものなのか。これが全部現場にふられているというのであったら、ではこの委員会自体はなんなのかという話になる。要するに実務をするための委員会なのか、ただ名前があればいいのか。
宮國委員長	問題は第2条と第3条なんです。衛生管理委員会・献立作成委員会・物資選定委員会という委員会を立ち上げました。メンバーは運営委員会と一緒に。話は全部運営委員会でやります。ここで作った委員会は何をするべきかということになる。するとこの要綱はなんの為に作られたかということになる。 もう少し整理をして、これまでの運営委員会の中で対応出来ないのか、新たに委員会を設置しなければならないのかも含めて、検討が必要と思います。 他に質疑ございませんか。 (質疑なし) 議案第4号 宮古島市学校給食衛生管理委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会の組織及び運営等に関する要綱について原案のとおり可決してよいですか。 (挙手なし) よって、議案第4号は否決されました。 教育長これはもう少し整理をして再提案をお願いします。
生涯学習部長	それでは日程第4 議案第5号宮古島市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則についてご提案をお願いします。

文化ホール
館長

議案第5号、宮古島市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則について提案致します。

文化ホールの条例施行規則の一部を改正する規則、提案理由として、非営利団体等が無料で主催する場合において、減免が必要と判断されるときにその適用を行うには、規則を改正する必要があるため本案を提出しております。

施行規則の中の第11条ですけど、現在の第11条第1号から第8号までの使用料の減免の措置について規定されております。それに第9号「前各号に定めるもののほか、教育長が特別に理由があると認めたとき、3割から全額免除」という規定を付け加えたいと思っております。それと、2ページ目の第3項中の中でただし書きの方です、ただし第1項第1号および第2号、その次に先ほどの追加にあたります第9号を加えるということです。

宮國委員長

現在の規定に第9号を加えて、3割から全額の免除が出来るようにしたい。こういうことです。それは、第1号から第8号までのこれまで規定されたものの他に教育長が特別に必要と認めたものが出てくるということ。その時には3割から全額免除の対応をしましょうということなんです。

ですから、9号を追加することによって、教育長の裁量の幅が広がっていきますということなんです。

川満教育長

去年の一例をあげますと、年度途中で本市の交流都市の方々が、マティダ市民劇場で公演をしたいとがありました。本市でダンスだとか、太鼓だとか、そういう公演をしたいんだが免除出来ないかという相談がありまして、これは主催も共催も困難なものですから、やはりじゃあどうしたらいいかということで教育長判断で免除をしたこともありました。

宮國委員長

現時点においては、教育長の判断に委ねるということについては信頼出来る。その辺もあるんで教育長対応というものについては、しっかり我々が基礎を作っていくというを意識づけで、やっていけないといけない。これはこういう理由で教育長の判断をお願いしたいというちゃんとした教育長判断を仰ぐ時の作業をしてもらわないと困る。今のうちにしっかりと形を整えてしっかりやって頂きたい。

下地委員

過去の事例に対してどう対応したかということ。交流都市からマティダ市民劇場で公演をしたいという申請があった場合、その時の対応をどうしたのかという事例等があれば、後でそれを判断する基準になると思う。

文化ホール
館長

今までは全額免除というのは、市が主催する時だけに限ってますので、その時だけは全額免除するのですが、それ以外は共催だったり、後援だったりで7割から5割の減免となっています。

下地委員

その段階をマニュアル作りじゃないですけど、過去でこういう件に関してこういう対応をしてみたというケースをやったり、後の教育長とかそういった所での判断がしやすいように、事例をまとめておいた方が望ましい。

宮國委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第5号については、原案のとおり可決してよいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第5号については、原案のとおり可決されました。</p>
宮國委員長	<p>続きまして、日程第5、議案第6号宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令についてご提案をお願いします。</p>
教育部長	<p>議案第6号、宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令。上記の議案を別紙のとおり提案致します。提案理由宮古島市教育行政推進連絡会議に幹事会を置くには、要綱を改正する必要があるため、本案を提出します。</p>
宮國委員長	<p>宮古島市教育委員会に教育行政推進連絡会議というのがあります。その中に幹事会を置きたいとこういふこととございます。幹事会を置きたいという理由はなんですか。</p>
教育部長	<p>教育行政推進連絡会議に提案する議題について、前もって事務方で調整をして、連絡会議をスムーズに運営できるようにしたいということとです。</p>
宮國委員長	<p>これまで2度ばかり会議をもっております。その時の話し合う材料の整理ですね。その為の会議を持ちたいと、これを幹事会としたいということとございます。そして、幹事会のメンバーは別表にあるとおりでございます。これは市長部局も含めての幹事会になるわけですね。教育委員会と市長部局との話し合える材料をまとめようという作業する会を作る。これを幹事会としたいということとです。</p>
教育部長	<p>これまでは教育委員会で作成したものを修正しながら持っていくという形になっていたが、それをきちんと事務方で話し合う場を設置して、連絡会議に提案したいということとです。</p>
教育総務課長	<p>これまでは教育委員会の課題だけを出していたのですが、逆に市長部局からの提案もあってもいいのではないかとということで、こういうメンバーで事前に今回はどういふものを話し合うのかという調整をした上で、連絡会議の皆さんに確認・説明をして、連絡会議を開催するという段取りを組んだほうがよりスムーズな会議の運営となるのではないかとということです。</p>
宮國委員長	<p>話の流れが具体的になり、それから議論の焦点があってくるわけですね。</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

それでは、議案第6号宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決してよいですか。

(異議なし)

宮國委員長

では、議案第6号については、原案のとおり可決しました。

これで、本日の日程はすべて終了となりました。
以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

委員長

印

記録者

印